

(別紙2)

審査の結果の要旨

氏名 飯島直樹

本論文は、日清戦後の1898(明治31)年に天皇の「軍事最高顧問」として創出された元帥府とその構成員である元帥に着目することで、明治立憲制下の天皇の軍務面での輔弼のあり方を、陸海軍大臣と両統帥部(二つをまとめて「省部」と略す)による輔弼だけに依拠しない多面的な輔弼構造として描き出した論考である。

この時代の天皇は、国務や軍務の諸事項を裁可し、国家意思を最終的に確定する機能を有していたが、国務については憲法に規定のある国務大臣の輔弼と枢密顧問への諮詢に依っていた。一方、軍務については、憲法に規定のない「省部」による帷幄上奏を核とする輔弼に依っていたとの理解が従来から根強かった。これに対し本論文は、近年利用が可能となった明治・大正・昭和期の天皇による軍事的な意思決定過程を示す史料を豊かに用い、前述した元帥府のほか、日露戦争直前の1903(明治36)年に設置された諮詢機関である軍事参議院を新たに比較の対象に加えたことで、軍務に対する天皇の決定を支えるものとしての「多角的軍事輔弼体制」を描き出すことに成功している。

本論文の研究史上の意義は次の諸点にある。第一に、天皇の軍事上の最高顧問機関としての元帥府の成立過程とその歴史的意義を明らかにした。明治天皇は「省部」の意見だけに依らず、有栖川宮熾仁親王らの皇族軍人や山県有朋らの奉答に依拠して裁可を行っていた。このような、既に慣習化されていた輔弼のあり方を基礎に、日清戦後の軍制改革の過程で創出されたものが元帥府であった。元帥府に職務規程や議事規定は置かれず、慣習的に全員一致の奉答がなされる一方、個々の元帥の発意にまかされた、諮詢を待たない輔弼も可能だった。軍務における元帥府と元帥の輔弼のあり方が、国務における内閣と国務大臣の輔弼のあり方に相似していたとの創見は重要である。第二に、元帥府と「省部」との間で意見が一致しないような事態を想定し、「省部」側によって新たに創出された機関が軍事参議院であったと意味づけた。その際、陸軍と海軍からなる「省部」の意見一致があつて初めて天皇への輔弼責任が果たされるとの軍当局の考え方を「協同一致」の論理と名づけ、この論理を分析の軸に置き、明治期から昭和戦前期までの比較的長期にわたる天皇と軍との関係を、「多角的軍事輔弼体制」から「一元的軍事輔弼体制」への変容過程として実証的に描き出した。

術語として「多角的」などを用いる際に更なる厳密性が望まれる点、明治憲法の成立過程において軍務に関する輔弼プランがいかにか構想されていたのかといった前史部分がやや不足している点等、残された課題はあるものの、それは本論文が研究史上に持つ価値をいささかも減ずるものではないと考える。よって、本委員会は、本論文が博士(文学)の学位を授与するにふさわしいものと判断する。